

被扶養者収入基準と添付書類

【収入の基準】

被扶養者となるためには、「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。

同居している場合	別居している場合
対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること	対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送り額より少ないこと

被扶養者認定の際に添付していただく書類				除籍 謄本	学生証か 在学証明書	収入確認書類 (下記の該当書類)	第3号 届出書	送金額証明書 (別居の場合)	
区分	提出書類	戸籍 謄本	住民票 ◎必須						
同居 条件 無	配偶者	収入有	○	※2		○ A	○		
		収入無	○						
	子	高校生以下	○		○				
		18歳以上	※1学生 学生以外		○	○			
	父・母		○		○		○ AかB		○
	弟・妹・孫	高校生以下	○		○				○
		18歳以上	学生 学生以外		○	○			○
	兄・姉		○		○		○ AかB		○
	義父母・伯(叔)父・伯(叔)母		○		○		○ AかB		
	要 同居	甥・姪	高校生以下		○	○			
18歳以上			学生 学生以外	○	○				
				○	○		○ AかB		

※1 学生～大学生・大学院生・専門学校生・予備校生

※2 被保険者の死亡により、新たに当健保に扶養加入申請する方は送付してください。

収入確認書類欄が○の方

A. 収入のある方

- ・ 給与収入 (含むアルバイト等収入) 直近の給与明細 (3ヶ月分) 又は源泉徴収票か住民税決定通知書
- ・ 事業収入 確定申告書 (控) 損益計算書・収支内訳書等の経費内訳
- ・ 不動産収入 確定申告書 (控) 損益計算書等明細添付
- ・ 年金収入 年金証書又は年金改定 (振込) 通知書・前年分の収入証明書※3

※2の場合、今後受給することになる遺族年金も含まれます。

※3 年金収入の方は、年金以外の収入確認のため前年の収入証明書を提出してください。

- ・ その他の収入 収入金額内訳が記載されたもの

B. 収入のない方

- ・ 市・道民税証明書 (前年の収入記載があるもの)

※収入が複数ある場合は、それぞれの
確認書類を提出してください。

第3号届出書欄が○の方

- ・ 国民年金第3号被保険者関係届 (当健保ホームページ内各種申請書からプリントアウト)を提出してください。

送金額証明書欄が○の方

- ・ 送金額証明書 (健保組合に請求してください)
- ・ 振込みの場合～預金通帳・振込金受取証等の写し(被保険者から対象者へ送金したことが確認できるもの)
- ・ 現金送金の場合～現金書留控えの写し

※扶養理由等により本表記載以外の書類をご提出いただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。